

令和7年度

福島県立聴覚支援学校高等部入学者選抜 募集要項



〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮西32番地
TEL 024-951-2081 FAX 024-951-8410

J R 郡山駅から約 6 km

バス：大槻車庫前、新池下団地方面 約 30 分
西の宮下車 徒歩 3 分

タクシー：郡山駅前より 約 15～20 分

東北自動車道：郡山中央スマートインターチェンジから 1 km 約 2 分

令和7年度福島県立聴覚支援学校高等部入学者選抜募集要項

福島県立聴覚支援学校（以下「本校」という）高等部の入学者選抜は、『令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱』（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

普通科
情報工業科
生活技術科

前後期あわせて10名程度
各科とも男女いずれも受験できる。

2 教育内容

各学科全日制とし、修業年限は3年とする。

特別支援学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を基に、普通科・情報工業科・生活技術科により、大学等の進学や企業等への就労を目指した学習を進める。

3 出願資格

〈特別支援学校前期選抜〉

- (1) 本校高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた聴覚障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という）。
- (2) 県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

〈特別支援学校後期選抜〉

上記の特別支援学校前期選抜（1）に定めるところ及び原則として次の（1）～（3）による。

- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- (2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- (3) 他県から転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

4 募集範囲

原則として県下一円とする。

II 特別支援学校前期選抜

1 出 願

(1) 出願方法

- ① 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 併願の取扱い

- ① 本校高等部に出願した者は、同時に他の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- ② 相異なる学科間の併願は認めない。

(3) 出願期間

- ① 入学願書受付
令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。
- ② 受付時間
午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

(4) 出願に必要な書類

- ① 入学願書（実施要綱の様式第1号の1により、本校において作成したもの）
- ② 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱の様式第2号及び第3号）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。受付時間は午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。
- ③ 学校教育法施行令第22条の3に定められた聴覚障がいのあることを証明する書類（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。
- ④ 在学（出身）校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱の様式第4号）を添付する。
- ⑤ 入学検定料は徴収しない。

(5) 願書受付

- ① 出願願書の受け付け時に、受験番号を記入した受験票（実施要綱の様式第8号の1）を交付する。
- ② 本校校長は、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

(6) 出願先変更

① 変更期間

令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。

② 受付時間

出願の場合と同じとする。

ただし、祝日は受け付けない。

③ 学科を変更する場合は、次の手続により願い出るものとする。

ア 新たに作成した入学願書及び受験票用紙に特別支援学校前期選抜出願先変更願（実施要綱の様式第5号の1）を添えて在学（出身）校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

イ 新たな受験票の交付を受ける。

④ 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。

ア 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱の様式第6号）を在学（出身）校長を通して本校校長に提出する。

イ 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書（実施要綱の様式第7号の1）及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱の様式第7号の2）の交付を受ける。

ウ 新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学願書には入学検定料として「福島県収入証紙」を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

⑤ すでに交付を受けた受験票は返還する。

(7) 出願の取消し

① 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱の様式第9号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

② 上記①以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。

③ 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

2 入学者選抜

(1) 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

(2) 学力検査・面接

① 学力検査

ア A型 中学校、特別支援学校中学部で通常の教育課程を履修した者は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の検査とする。

イ B型 中学校、特別支援学校中学部で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者は、原則として国語、数学及び自立活動の諸検査とする。

ウ C型ーア 中学校、特別支援学校中学部で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査とする。

エ C型ーイ 特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査及び行動観察とする。

② 面接 志願者全員に対して行う。

③ 期 日 令和7年3月5日（水）

④ 場 所 福島県立聴覚支援学校（福島県郡山市大槻町字西ノ宮西32番地）

⑤ 受付時間 午前8時00分から午前8時30分までとする。

感染症に罹患している志願者については、在学（出身）校長を通して連絡し、8時30分～8時35分に別の入口から受付する。

⑥ 日 程

A型

区分	受付	諸注意	I	15分	II	15分	III	15分	IV	60分	V	15分	VI		
実施時間	8:00 ～ 8:30	8:30 ～ 8:50	9:00 ～ 9:40	15分 間 休 憩	9:55 ～ 10:35	15分 間 休 憩	10:50 ～ 11:30	15分 間 休 憩	11:45 ～ 12:25	60分 間 休 憩	13:25 ～ 14:05	15分 間 休 憩	14:20 ～ 15:20		
時間	30分	20分	40分		40分		40分		40分		40分		40分	40分	60分
教科等			国語		数学		理科		社会		英語		面接		

B型

区分	受付	諸注意	I		20分 間 休 憩	II	20分 間 休 憩	III
実施時間	8:00 ～ 8:30	8:30 ～ 8:50	9:00 ～ 9:20	9:20 ～ 9:40		10:00 ～ 10:40		11:00 ～ 11:30
時間	30分	20分	20分	20分		40分		30分
教科等			国語	数学	自立活動の 諸検査	面接		

C型ーア 及び C型ーイ

区分	受付	諸注意	I	15 分 間 休 憩	II
実施 時間	8:00 ～ 8:30	8:30 ～ 8:50	9:00～9:40		9:55 ～ 10:25
時間	30分	20分	40分		30分
教科等			自立活動の諸検査（C型ーア） 自立活動の諸検査及び行動観察（C型ーイ）		面接

(3) 合格者発表

- ① 令和7年3月14日(金) 正午以降、本校玄関前に掲示し、発表する。
- ② 合格者に対し、合格者発表以降、本校玄関前で受験票を確認し、合格通知書(実施要綱の様式第10号)を交付する。

(4) 入学辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱の様式第11号)を在学(出身)校長を通して、本校校長に提出する。ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

3 その他必要な事項

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに必ず教育相談を受けるものとする。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出 願

(1) 出願方法

- ① 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 併願の取扱い

- ① 本校高等部に出願した者は、同時に他の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- ② 相異なる学科間の併願は認めない。

(3) 出願期間

- ① 入学願書受付
令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。
- ② 受付時間
午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

(4) 出願に必要な書類

- ① 入学願書（実施要綱の様式第1号の2により、本校において作成したもの）
- ② 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱の様式第2号及び第3号）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書を必要としない。
なお、調査書は、入学願書に添付して提出する。
- ③ 学校教育法施行令第22条の3に定められた聴覚障がいのあることを証明する書類（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。
- ④ 在学（出身）校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱の様式第4号）を添付する。
- ⑤ 入学検定料は徴収しない。

(5) 願書受付

- ① 出願書類の受け付け時に受験番号を記入した受験票（実施要綱の様式第8号の2）を交付する。
- ② 本校校長は、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

(6) 出願先変更

① 変更期間

令和7年3月19日(水)

1回に限り、出願先を変更することができる。

② 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに在学(出身)校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

③ 学科を変更する場合は、次の手続により願い出るものとする。

ア 新たに作成した入学願書及び受験票用紙に特別支援学校後期選抜出願先変更願(実施要綱の様式第5号の2)を添えて在学(出身)校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

イ 新たな受験票の交付を受ける。

④ 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、特別支援学校後期選抜出願先変更願(実施要綱の様式第5号の3)、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学(出身)校長を通して変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書(又はその写し)を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。

⑤ すでに交付を受けた受験票は返還する。

(7) 出願の取消し

① 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届(実施要綱の様式第9号)を在学(出身)校長を通して、本校校長に提出する。

② 上記①以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。

③ 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

2 入学者選抜

(1) 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、小論文又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

(2) 小論文又は諸検査・面接

① 期 日 令和7年3月24日(月)

② 場 所 福島県立聴覚支援学校(福島県郡山市大槻町字西ノ宮西32番地)

③ 受付時間 午前8時15分から午前8時30分までとする。

感染症に罹患している志願者については、在学(出身)校長を通して連絡し、8時30分～8時35分に別の入口から受付する。

④ 日 程

区分	受付	諸注意	I		II
実施 時間	8:15 ～	8:30 ～	9:00～9:40	15 分	9:55 ～
	8:30	8:50			10:25
時間	15分	20分	40分	休 憩	30分
教科等			小論文又は 自立活動の諸検査		面接

(3) 合格者発表

① 令和7年3月25日(火)正午以降、本校玄関前に掲示し、発表する。

② 合格者に対し、合格者発表以降、本校玄関前で受験票を確認し、合格通知書(実施要綱の様式第10号)を交付する。

(4) 入学辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱の様式第11号)を在学(出身)校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

3 その他必要な事項

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに必ず教育相談を受けるものとする。

IV その他

1 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置について

(1) インフルエンザ罹患者や新型コロナウイルス感染症罹患、体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

(2) 健康状態チェックリストの提出は不要とする。

